

令和3年度川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金の募集について

令和3年4月20日

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市では、令和元年度より、本市に所在地を置く指定特定相談支援事業所もしくは指定障害児相談支援事業所（以下、「相談支援事業所」という。）が、当事者主体による相談支援に取り組み、複数の相談支援専門員配置体制を構築し、計画相談支援の体制強化及び質の向上を図ることを目的に、川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金を創設し、令和3年度も引き続き実施いたします。

申請をご検討の法人におかれましては、川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金交付要綱及び5. 確認書類等をご確認のうえ、次のとおりご提出ください。

本補助金の実施期間は、令和元・2年度の2ヵ年の予定でしたが、令和3年度に限り延長することといたしました。

なお当該補助金は、申請書類をご提出いただき、審査のうえ交付決定を行います。その後、事業の実施、事業完了後に実績報告書類をご提出いただき、審査のうえ金額が確定するものです。

1. 提出書類

- ① 川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）（申請対象となる相談支援専門員1名につき1部）
- ③ 収支予算書の写し
- ④ 定款及び運営規程の写し
- ⑤ 指定特定相談支援事業者の指定書の写し（指定を受けている場合）
- ⑥ 提出書類確認書
- ⑦ 返信用封筒（1法人につき1部。レターパック等に送付先・法人名等を記入）

2. 個別相談会の開催について

申請をご検討の法人に対して、6月23日（水）まで事前個別相談会を開催します。

ご希望される法人は、連絡先を明記のうえメール（40syokei@city.kawasaki.jp）または電話にてお申込ください。

3. 書類提出期限

申請 **令和3年6月30日（水） ※消印有効**

申請期間：令和3年6月1日～6月30日

実績 補助事業が完了した時点において交付要件を満たした法人より順次提出

提出期間：令和4年1月1日～3月31日

※申請および実績の提出にあたっては、連絡先を明記のうえ、提出時にメール

(40syokei@city.kawasaki.jp) にて提出した旨をあわせてご連絡ください。

4. 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害計画課

川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金担当あて

5. 確認書類

申請にあたっては、次の書類もあわせてご確認ください。

- ①川崎市計画相談支援体制強化事業費補助金交付要綱
- ②様式（第1号～第8号様式）、第7号様式別紙1～4
- ③スケジュール概要
- ④研修日程

6. 連絡先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害計画課

TEL 044-200-0871

FAX 044-200-3932

メール 40syokei@city.kawasaki.jp

7. その他留意事項等

- 各書類は、A4でご提出ください。
- ホチキス止めをしないでください。